

古代史講演会 IN池上会館 今後の予定 会場予約の関係で変更の可能性あり

第1回	卑弥呼と邪馬台国	始皇帝のせいで着せられた濡れ衣	2025年1月19日(日)
第2回	卑弥呼の世界	三角縁神獣鏡は卑弥呼の鏡で無い	2025年2月16日(日)
第3回	倭の五王と磐井の乱	倭国にあった二つの王家	2025年3月16日(日)
第4回	大和朝廷以前にあった九州年号		2025年4月20日(日)
第5回	聖徳太子と仏教	有り得ない女帝のものの仏教政策	2025年5月18日(日)
第6回	聖徳太子と十七条憲法		2025年6月15日(日)
第7回	九州王朝の東進	難波に来た隋使	2025年7月未定
第8回	大化改新は九州王朝の改革	九州王朝滅亡の遠因	2025年8月未定
第9回	難波京と大宰府	糸坊都市はなぜ造られたか	2025年9月未定
第10回	白村江戦と筑紫都督府そして日本国誕生		2025年10月未定
第11回	呪われた藤原京	禪譲と不改常典と宣命文	2025年11月未定
第12回	盗まれた天皇陵	巨大古墳のなぞ	2025年12月未定

1

古代史講演会 IN 池上会館 2025年4月20日(日) 服部静尚

第4回 大和朝廷以前にあった九州年号

- 1、中国正史と記紀との明らかな違いに 目を背ける歴史教科書
- 2、年号とは何か—中国の天子の気まぐれで生まれた年号
- 3、大和朝廷以前の王朝が制定した九州年号とは
- 4、九州年号が普通に使われていた証拠 日本大文典・納音
- 5、消されていく九州年号
- 6、『続日本紀』にある九州年号「白鳳」「朱雀」が一元史観を駆逐する
 - ①通説は、鎌倉時代の仏教関係者が作った私年号とする
 - ②この通説を支える「白鳳は白雉の美称」説
 - ③白鳳は白雉の美称にあらず・朱雀は朱鳥の美称にあらず

2

1、中国正史と記紀との明らかな違いに目を背ける歴史教科書

～紀元前1600年	夏	匈奴	夫余		<p>倭国は、漢から唐まで、共通して大海の中にある島国であると記述</p> <p>中国正史に出てくる倭国は全て島国 ①金印を授けられた倭奴国、 ②邪馬壹国の卑弥呼、 ③倭の五王、④日出処天子 すべて九州</p> <p>漢書「楽浪海中有倭人、分爲百余国、以歲時來獻見云。」 後漢書「倭在韓東南大海中、依山嶋爲居、～光武賜以印綬。」 三国志「倭人、在帶方東南大海之中。依山島爲國邑。」 宋書「倭國、在高麗東南大海中、～倭讚、～弟珍立、～倭國王濟、～倭王世子興、～弟武立、」</p> <p>隋書「倭國、在百濟新羅東南、魏時、詠通中國。～有阿蘇山」 旧唐書「倭國者、古倭奴國也。～在新羅東南大海中。依山島而居」</p>
～紀元前1000年	殷	鮮卑	夫余		
～紀元前800年	周	鮮卑	夫余		
～紀元前200年	春秋・戦国	大漢帝国	夫余		
～西暦8年	秦始皇帝	大漢帝国	夫余		
～西暦220年	前漢 新後漢	大漢帝国	夫余		
～西暦265年	魏・呉・蜀	大漢帝国	夫余		
～西暦420年	諸葛亮	大漢帝国	夫余		
～西暦502年	北魏	大漢帝国	夫余		
～西暦557年	西魏／東魏	大漢帝国	夫余		
～西暦589年	北齊／北周	大漢帝国	夫余		
～西暦618年	隋	大漢帝国	夫余		
～西暦907年	唐	大漢帝国	夫余		

漢族

鮮卑族は、北方の騎馬民族、北魏皇帝の先祖は、その部族長だった。

倭の五王

卑弥呼

遣隋使

遣唐使

3

※神武天皇が檣原の地で、初めて天下を治めて以来、この国はずっと、大和(奈良)を中心にして都を定め治めてきた。

『馭戎慨言』：神武天皇が始めて、この国の檣原の宮で天下を治めて以来、代々の皇都も皆、大和の国の内にあるに決まっている。
(魏志にある) 中国へ使いを送った記録は、真の皇朝の使いではなく、筑紫の南の方の熊襲などの類いだろう。
(隋書にある) 倭王遣使と言うのも、真の皇朝の使いにあらず、韓人とか、西のほとりの国人がみだりに言うのを聞いたのか。又は中国から使いは来たが、ただ筑紫に渡り西の端を見ただけで詳しい事を知らずに書いたのだろう。

本居宣長

つまり、中国正史にある倭国は、大和朝廷とは別の国だ。

つまり、大和朝廷とは別の倭国と言う国があった、そう考えざるを得ない。

中国史書にある倭国とは、鬮国つまり熊襲の国だ。彼らは、
①城郭を築き、②漢字を使い、③王を自称して、④国号を立て、⑤中国と同じ、⑥新羅と関係を持ち⑦あるいは侵略し、⑧唐を作り ⑨※年号を作り、⑩寺を建て、⑪銭を鑄った。
千有余年を経て栄え、元正天皇の養老4年(720)の征西で、遂に滅んだ。
※「今本文に引所は、九州年号と題したる古写本によるものなり。今按するに文武天皇の大宝以前の年号は、九州年号とまがへるものあらんも知るべからず、よくよく考ふべきことなり。」

宣長に影響を受けた
鶴峯戊申

九州年号

学問として古代の研究をすれば、皇国史観の本居宣長や鶴峯戊申でさえ、この結論になる。ところが明治以降歴史学者は、中国正史はデタラメ、倭国はヤマト王権のことで、あくまで記紀が正しいとした。

4

※記紀を信用すると、**神武天皇は九州から来て、奈良盆地に本拠をかまえた侵入者の一豪族でしょう。**

初代神武天皇がこの時点で日本列島を治める天皇だったと考える人はいないでしょう。



ところが、『古事記』712年・『日本書紀』720年は、鮮卑族の国北魏の『魏書』554年 にならつて、

701年に王朝交代を果たした天皇家・大和朝廷が、その先祖の九州から畿内に侵入して、橿原宮周辺を本拠とした一豪族であったイワレヒコから、禅譲を受けるまでの土壌を造ったウノノサハラに至る**先祖家長に、(初代文武天皇が) 天皇の称号をおくった**のです。大和朝廷が造作した記紀の背景には、先行した王朝の史実が隠されています。

『魏書』は、北方の騎馬民族、鮮卑族が漢中に侵入し建国した北魏の初代皇帝(道武帝)は、その先祖(ただの部族長)に遡って皇帝の称号をおくった。

昔、黄帝に25人の子がいた。その内の1人が北土に封じられ大鮮卑山に建国した。そこから67世、成皇帝が即位した。(拓跋毛という先祖が部族長になった←神武天皇に当たる) 81世の始祖神元皇帝(拓跋力微)が即位し、その後、398年92世にあたる道武皇帝(拓跋珪)が北魏を建国した。←第42代文武天皇に当たる。



初代北魏皇帝 道武帝(雲崗石窟)

聖徳太子の伝記は九州年号で書かれている

『正法輪蔵』

- 聖徳太子の誕生を上古に尋ねれば、年号**金光三年壬辰(572)**の歳
- 聖徳太子の入滅、**倭京四年(621)**の二月

談山神社『聖徳太子絵伝』



『正法輪蔵』は太子の五十一年の生涯を一年ごとに一巻に分け全部で五十一巻で構成されている、聖徳太子絵伝の絵解き台本です。それそれぞれの巻の冒頭に、**金光・賢称・鏡常・勝照・端正・吉貴・光苑・定居・倭京**という九州年号を掲げている点が特徴です。

富山県氷見市の光久寺が所蔵する『正法輪蔵』
抑ぎて聖徳太子の我朝に御誕生の時代を相尋ねると、年号**金光三年壬辰**の歳の御歳なり。昔の金光三年より今の文保元年丁巳(一一三二)まで過こし方すでに七二八年なり。

(福井県丹生郡の浄勝寺本)
太子**二歳**の御時、年号は**金光四年癸巳**の歳、春二月十五日の事なり。我が朝の仏の無い世界において、始めて仏法を見聞きその御利益をほどこしたまう。太子**十三歳**の御時、年号は**鏡常五年甲辰**の歳、九月百済国の大王より弥勒石像一休が奉られた。

(愛知県岡崎市の満性寺本)
太子**三十一歳**の御時、年号は**吉貴九年壬戌**の歳、(都に客星が出現し多くの鳥が枝を啜えて飛行した。太子が神変を解くと貴女の示現を得たとして)安芸の厳島の大明神を始めあがめたてまつりたまえり。

大和朝廷以前に、我が国を代表する王朝があった証拠が「九州年号」

九州年号の話の前に、2、年号（元号）とは何か

殷（甲骨文字）の時代から、干支（甲子～癸亥まで60年で一巡）で年を数えた。次に、天子の治世年（例えば、漢の高祖11年と言う具合に）でも数えた。

①漢の文帝は、天子の治世年を、途中から再スタートさせた。

- ◆新垣平（えんぺい）と言う人物が、漢の文帝に「日を再び南中させましょう」と宣言し、日を南中させた。文帝は喜び、文帝17年を元年と改めて、天下に酒をふるまった。
【於是始更以十七年為元年。令天下大酺。】『史記』封禪書

②漢の景帝は、その再スタートを2度行って、「中」「後」と名付けた。

- ◆文帝を継いだ景帝は、景帝7年に太子を廃して新たに膠東（こうとう）王を太子とした後、「中」と改元する。「中」は6年まで、次に「後」と改元しこれは3年で終る。
【七年冬廢衆太子為臨江王～四月乙巳立皇后王氏。丁巳立膠東王為太子名徹。～中元年～。中六年二月己卯～。後元年冬～。後三年十月～。】『史記』孝景本紀

③漢の武帝（BC141～BC87年）は、この再スタートの「元」に命名することにした。

- ◆景帝の子の武帝が即位して15年後に、元は天があらわす瑞祥によって命名すべきで、1、2と数えるべきではないとの提案を受け、一元を「建元」と命名し、二元は長星の光にちなみ「元光」と命名し、三元は一角獣を得たので「元狩」と命名した。
【一元曰建元、二元以長星曰元光、三元以郊得一角獸曰元狩云。】『史記』孝武本紀



漢書（前漢の書）

十干 甲乙丙丁戊己庚辛壬癸
十二支 子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥

年号が完成

2、年号（元号）とは何か

瑞祥（新しい天子即位も含む）があると年号を改めた

年号は周辺冊封国にも使用させた

年号を制定できるのは国のトップだけ

倭国は漢以来、魏・晋・宋・齊・梁へ朝貢し、その宗主国の年号・暦を使用していた。

倭国王は、中国（宗主国）の部下であり、自ら年号を制定できない。

502年以降、中国史書から倭国が消える⇒倭国の独立

独立した倭国⇒自前の年号制定 がありうる。

元号の始まりの経過より、次のルールがあったと考えられる。

- 1、一つの王朝で初めて元号を定めることを建元という。
例えば、齊の初元号 = 建元、新羅の初元号 = 建元。
- 2、瑞祥や、不吉な事件事象があった際に改元され、その王朝の間 隙間なく続く。
- 3、建元・改元は王朝のトップが行った。
- 4、元々「○○帝△年」の中での改元であるので、新しい天子の即位で必ず改元される。

中国の王朝	西暦	新天子による改元
漢	～220年	年号を開始後、22代全て改元
三国時代	～265年	魏は5代全て改元
晋	～420年	16代全て改元
南北朝		
劉宋	～479年	8代全て改元
南齊	～502年	7代全て改元
梁	～557年	7代全て改元
陳	～589年	5代全て改元
隋	～618年	4代全て改元
唐	～907年	24代全て改元

『日本書紀』『続日本紀』上、我が国で年号が始まったのは？

『続日本紀』は大宝改元を建元とする。

◆大宝元年（701）3月21日条「建元為大宝元年」

「一つの王朝で初めて元号を定めることを建元という」のだから、『続日本紀』を編纂させた奈良時代の大和朝廷は、701年の「大宝」を自らの初めての年号と言っている。

ところが、『日本書紀』では、以下の三年号を改または改元とし、突然大化年号が制定され、白雉以降断絶して、復活した朱鳥後も断絶する。

◆「改天豊財重日足姫天皇四年、為大化元年」、◆「改元白雉」、◆「改元曰朱鳥元年」

- ① 齐明天皇661年、天智天皇671年が崩御しても改元されていない。齊明・天智は天皇ではない。
- ② 朱鳥改元686年7月20日後に天武天皇9月9日が崩御、万葉集では朱鳥8年まで続く。
天武も天皇でない。

つまり、大化・白雉・朱鳥は大和朝廷の年号ではない、前王朝の年号と白状している。

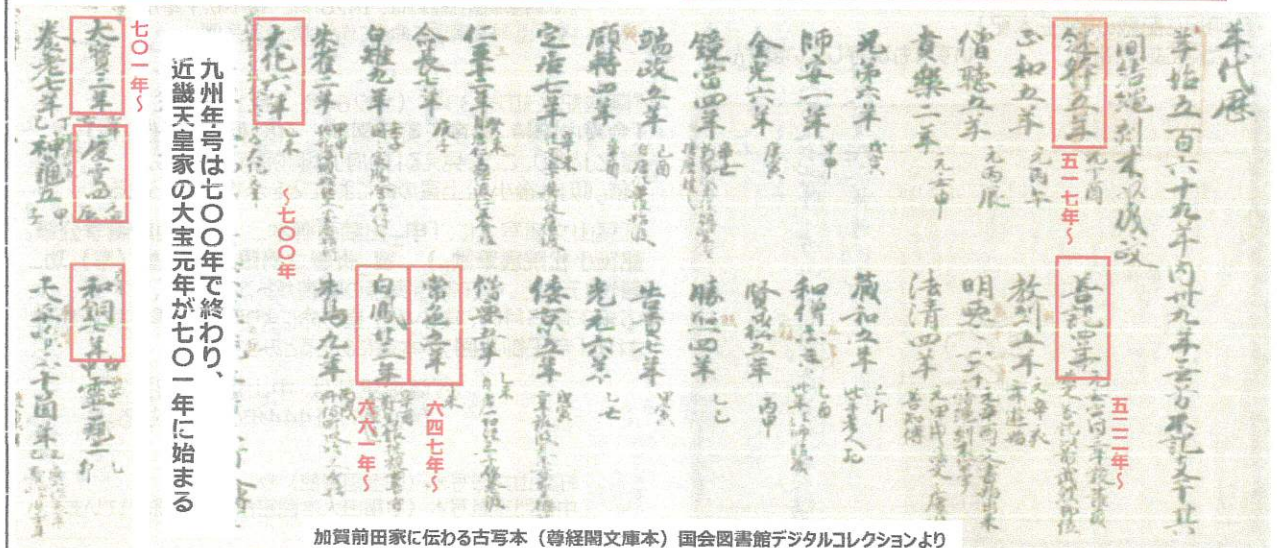
これが九州年号（または倭国年号）です。

3、大和朝廷以前の王朝が制定した九州年号とは

中国正史を読み解くと、700年までは九州王朝が日本を代表し、701年以降は大和朝廷がこれに変わる。『失われた九州王朝』

『二中歴』（鎌倉時代の事典）に見える九州年号

九州年号を制定したのは武烈王 = 筑紫君磐井



加賀前田家に伝わる古写本（尊経閣文庫本）国会図書館デジタルコレクションより

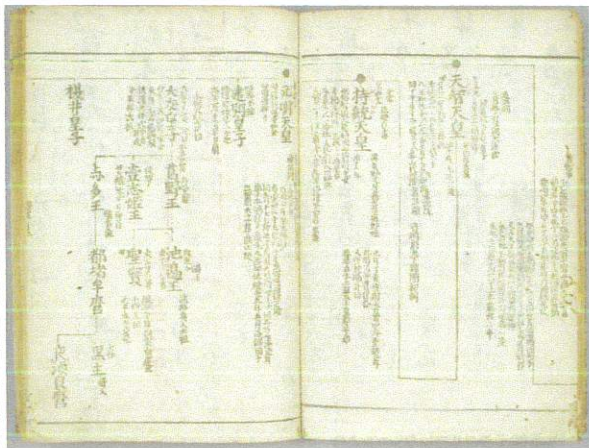
九州年号	継続期間	九州年号があらわれる古記録
善記	522-525	防長寺社由来1716山口、香椎宮縁起1313福岡、大日靈貴神社1884秋田、目一箇男神社1706熊本、 諏訪大明神繪詞 1356長野
正和	526-530	宗像郡怒山村芥見寺1665福岡
教到	531-535	大分県英彦山1681、福岡市貴前神社群馬
僧聰	536-540	大峰縁起奈良、綾木鎮守縁起1716山口、 宇佐八幡宮縁起 大分、金峰山秘密伝1337奈良
明要	541-551	丹生山明要寺文書1503兵庫、秩父風土記1764埼玉、社方開基1670福岡
貴楽	552-553	善光寺縁起1370、須美神社年代記1529福島、 肥後国誌 1706熊本、
法清	554-557	伊佐須美神社年代記1520福島
兄弟	558	
蔵和	559-563	伊佐須美神社年代記1520福島、 会津正統記 1688
師安	564	善光寺縁起 1370長野、峰相記1400頃兵庫
和僧	565-569	本庄大明神縁起1665佐賀、善光寺縁起1370長野、社方開基1670福岡、
金光	570-575	聖徳太子伝記 、 平家物語 （覚一本）1368長野、善光寺縁起1370長野、
賢接	576-580	聖法輪蔵、防長寺社由来1716山口、
鏡当	581-584	聖法輪蔵、日本略記1596長崎、
勝照	585-588	聖徳太子伝記 、防長寺社由来1716山口、

九州年号	継続期間	九州年号があらわれる古記録
端政	589-593	聖徳太子伝記 、万福寺子持御前縁起1728山口、伊予三嶋縁起1536愛媛、源平盛衰記1580広島、
告貴	594-600	聖法輪蔵、肥後国誌1706熊本、防長寺社證文172
願転	601-604	聖徳太子伝(万徳寺) 、伊予三嶋縁起1536以前愛媛、善光寺縁起1370長野
光元	605-610	防長寺社證文1725山口、橋寺縁起奈良
定居	611-617	聖法輪蔵、大内様御家根本記1615山口、
倭京	618-622	聖法輪蔵、神明鏡1427
仁王	623-634	園城寺伝記滋賀
僧要	635-639	洞玄寺由来書1716山口、會津正統記1688福島
命長	640-646	善光寺縁起1370長野、専修寺文書1226長野
常色	647-651	恒石八幡宮御縁起1716山口、伊予三嶋縁起1536
白雉	652-660	善光寺縁起1370長野（白雉3甲寅）、金塔山患隆寺縁起1688福島（白雉9）
白鳳	661-683	続日本紀797、家伝760、 本朝後胤紹運録1426 、 歴代皇紀1477 、
朱雀	684-685	皇代記1336 、 皇年代私記1500 、 皇年代記略記1526 、愚管抄1220、続日本紀797、他
朱鳥	686-694	皇年代私記1500 、 皇年代記略記1526 、愚管抄1220、神皇正統記1339、万葉集781、他
大化	695-	皇代記1336 、 本朝後胤紹運録1426 、 歴代皇紀1477 、 皇年代私記1500 、 皇年代記略記1526 、愚管抄1220、神皇正統記1339、行基年譜1175、他

天皇家系図でも 使われていた九州年号

天皇家の系図

- ・日本書紀三十巻に付帯しての系図一卷
 - ・古事記序文にある「帝王日嗣」
 - ・欽明紀に記載の「帝王本紀」
 - ・天武紀にある「帝紀」
- いずれも現存していません。



現存する最古の天皇家系図は、『本朝皇胤紹運録』

『本朝皇胤紹運録』は、1426年に 後小松上皇が内大臣洞院満季に命じて作らせた帝王系図

『隆戒記※』応永33年（1426年）5月14日条に、「今夜内府持參帝王御系図草（依仰所新作也）覽之」とあり、ここに見える「内府」は洞院満季を指し、「依仰」は後小松上皇の命によることを示すと解せられる。

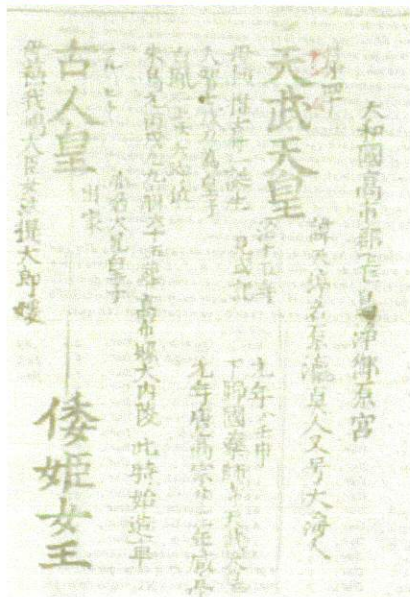
紅葉山文庫写本に、「申出禁裏御本（西山内府満季公筆、銘後小松院宸筆歟）、凌炎暑之病眼、終書（写）功者也」云々という三条西実隆の奥書があることから、応永33年5月頃、後小松上皇の命により洞院満季によって新作された「帝王御系図」が本書にあたとみられる。

※『隆戒記』とは、中山定親の日記で1418年～1444年の記載がある。

紅葉山文庫写本（国会図書館）や、中御門宣胤写本（早稲田大学図書館）が公開されています。

4、九州年号が普通に使われていた証拠 天皇家系図

天皇家系図に使われた九州年号

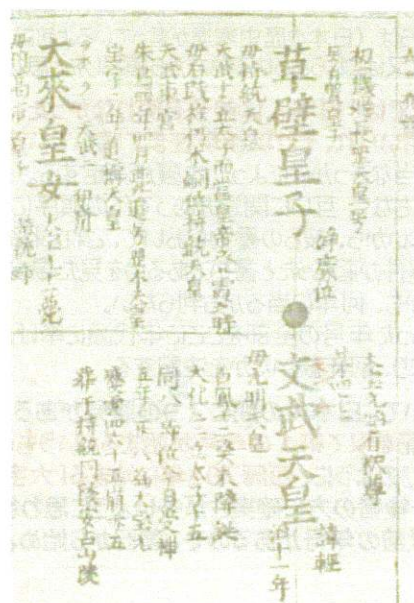


天武天皇
母は(天智と)同じ、推古三十一年誕生。
天智七年戊辰皇(太)子と為る。
白鳳二年正月二十六日即位。
朱鳥元年丙戌九月九日崩御、六十五歳。

白鳳年号は『日本書紀』に一切現れない年号だが、九州年号史料にある**代表的な九州年号**。
九州年号では白鳳二年は六六二年なので、日本書紀の天武即位六七三年とは合致しない。
ここで言う白鳳二年を、仮に『日本書紀』での即位年 六七三年とすると、白鳳元年は六七二年で壬申の乱で天武天皇が天下をとった年に当る。
満季は天武天皇が大友皇子との戦いに勝利した後、白鳳年号を定めたと、そう考えたようだ。

4、九州年号が普通に使われていた証拠 天皇家系図

天皇家系図に使われた九州年号



草壁皇子
母は持統天皇
(中略)
朱鳥四年四月薨

文武天皇
母は元明天皇。
白鳳十二年癸未降誕。
大化三年二月立太子十五歳
同八月一日即位今月受禪
文武五年三月二十八日大宝元とす
慶雲四年六月十五日三十五歳崩御

朱鳥四年(六八九年)崩御
『日本書紀』では、朱鳥元年に天武天皇が亡くなるので、朱鳥四年はあり得ない。
この朱鳥四年は九州年号に基づき記載。

白鳳十二年(六七二年)降誕
大化三年(六九七年)受禪
慶雲四年(七〇七年)崩御
白鳳は九州年号
『日本書紀』に無い年号
『日本書紀』の大化三年は六四七年で合わない。
いづれも、九州年号に基づき記載。

4、九州年号が普通に使われていた証拠 ジョアンロドリゲスが伝える

安土桃山時代の日本にやって来たポルトガル人ロドリゲスが作った教科書『日本大文典』に九州年号が記載されている

1604~1608年



DE VARIOS MODOS DE CONTAR. 535^o
 Como ellas eras nam trinta annos determinades, nem dependencia hũa de outra, e ental cameno de orde de annos, quando nos jesusitos se foi a q̄ tal caso uconieito a tantos annos de tai era, nam se sabe quantos annos ha, ne em q̄ anno foy, por onde ajuntarei a qui por ordẽm de ta: as q̄ tuas em Japão, ate agora nã tanto o anno da nossa era em q̄ cada hũa comẽço. E: ei annos q̄ durou, fora d'esse modo facilmente se saber quantos annos ha q̄ atal soula passõ, e em q̄ anno.
 Nas cartas m'õimas nã se refere a era, mas suo o dia e o mes como outras se disse, mas nas referidas grandes como alvaro del Rey f. Rinxi, Coxulin, nas cartas do Cubõ chamafas Miguelõ xõ, e toda a sorte de conhecimentos, e papeis de cõpta e renda, quitagõras, sentidõras, e selamentos, e e quasi quer se p'geis de obrigações, e referem a nã se sabe a era, e creemam m'õimas referer, yeto xican, e o nũmero animal, ou fũno que se tenne aq̄elle anno. Y: Quibõ cho junen quinoye mu, sachiguzõ ichimichõ. E abã nar de mais.
 ERAS DE JAPÃO POR ORDEM DOS annos de Christo. N. S. em que cada hũa comẽço de os annos que durou.
 Em effinalur ellas eras ha duas opinões entre os Japões, hũa diz que comẽço a primeira o anno de Christo de 522. e hũa outra que comẽço o anno de Christo de 701. E isto parece mais provavel. Todavia por quanto nos livros e b'õs r'ões se fa z mençãm de outras eras antes de Daitõ, comẽçarei por Ienqui.
 Annos.

522. Ienqui,	Durou. 4.	605. Quibõ,	Dur. 4.	An
526. Xõua,	Dur. 5.	609. Quibõ,	Dur. 6.	do C
531. Quintõ,	Dur. 5.	611. Iõya,	Dur. 7.	
536. Sõtocu,	Dur. 5.	615. Xuyacu,	Dur. 5.	
541. Meiyõ,	Dur. 11.	619. Ninõ,	Dur. 6.	
551. Quisacu,	Dur. 2.	629. Sõtocu,	Dur. 6.	
552. Fõxõ,	Dur. 4.	645. Sõyõ,	Dur. 5.	
553. Quibõ,	Dur. 1.	648. Meichõ,	Dur. 7.	
559. Caranõ,	Dur. 5.	647. Iõya,	Dur. 5.	
564. Xion,	Dur. 1.	651. Facuõ,	Dur. 9.	
565. Chiõ,	Dur. 5.	661. Facuõ,	Dur. 23.	
570. Quinquõ,	Dur. 6.	684. Xuyacu,	Dur. 6.	
576. Quempõ,	Dur. 5.	691. Daichõ,	Dur. 9.	
581. Quirõgõ,	Dur. 4.	701. Daitõ,	Dur. 3.	
585. Xõgõ,	Dur. 3.	Esõdiz a opinãm mais certa que f'õ a primeira era, e q̄ daqui por diante se comẽçãõ; efa se gacõ Nõsõiqui imp'õ f'õ.		
589. Tamõ,	Dur. 5.			
594. Cõquinõ,	Dur. 7.			

4、九州年号が普通に使われていた証拠 ジョアンロドリゲスが伝える

ポルトガル人が作った教科書『日本大文典』

522.	Ienqui,	善記	Durou. 4.
526.	Xõua,	正和	Dur. 5.
531.	Quintõ,	教到	Dur. 5.
536.	Sõtocu,	僧徳	Dur. 5.
}			
635.	Sõyõ,	僧要	Dur. 5.
640.	Meichõ,	命長	Dur. 7.
647.	Iõya,	常色	Dur. 5.
651.	Facuõ,	白雉	Dur. 9.
661.	Facuõ,	白鳳	Dur. 23.
684.	Xuyacu,	朱雀	Dur. 6.
}			

日本の第1代の天皇は神武天皇と言う。『王代記』からの計算で、紀元前660年前に始まっている。彼らは（日本の歴史家達が言っているように）支那・朝鮮か、一部は蝦夷か、又はこれらあらゆる地方から植民したと思われる。

その時から西暦522年までは、日本人は年号を使わなかった。522年に始めて善記が用いられ、それ以後現在まで続いている。

年号は、即位の時とか適当なきっかけによって内裏が決定する。年号には限定された年数もなく、互いに関連があつて年の順序に連続しているというものでもないから、彼らの書物において、これこれの年号の何年に、これこれの事件が起こつたと書いてあるのを見た場合には、その年号が何年前のことかも、何年に当るかも判らない。そこで、現在まで日本にあつた年号の全部をここに年代順に挙げ、我々の西暦の何年に始まり、何年続いたかを注記する。

年号を表示することについて、日本人の間に2つの意見がある。1つは西暦522年の善記を以て第1の年号が始まるというものであり、今ひとつは『年代紀』のように、西暦701年に始まる「大宝」を以て初とするものである。後者の方に確実さが多いように思われるが、書物や歴史に大宝以前の年号があるので、善記から始めよう。

4、九州年号が普通に使われていた、絶対的な証拠『続日本紀』

『続日本紀』聖武天皇 神亀元年（724）の記事

冬十月丁亥朔治部省奏言勅檢
 京及諸國僧尼名籍或入道元由披陳不明或
 名存綱快遷落官籍或形貌誌履既不相當總
 一千一百二十二名准量格式令給公驗不知
 處分伏聽天裁詔報曰白鳳以來朱雀以前年
 代女遠尋問難明亦所司記注多有粗略一定
 見名仍給公驗 辛卯天皇幸紀伊國 癸巳
 行至紀伊國那賀郡玉垣勾頓宮 甲午至海

奈良時代の聖武天皇が、
 九州年号（白鳳・朱雀）を
 使っているじゃないか。
 鎌倉時代の私年号じゃない。

冬十月一日、治部省が奏言した。
 京や諸國の僧尼を登録させた名籍をしらべると、
 入道した経緯に関し、その上申書がハッキリしない。
 あるいは、その僧尼の名が綱帳にはあっても、
 官籍の方には脱落しているものもある。あるいは、
 顔かたち・ほくろが一致しないものもある。
 以上、千二百二十二人を格式にあてはめて、公驗を給わ
 るべきですが、いかに処分していいか分かりません。
 （天皇の）お裁きを伏してお聴きしたいと思います。
 詔報に曰く、
 六六一年、六八四年
 （上申書によれば）白鳳以来とか朱雀以前とか
 言うが、それらははるか遠いことであり、
 尋ね問うてみてもハッキリさせにくい。
 又、所司の方で記注している所も粗略の点が多い。
 （だから過去の経緯は問わず）新たに見名（現在の
 名籍）を定めて、それによって公驗を与えるように。

(国会図書館デジタルコレクションより)

5、消されていく九州年号

小学生の頃に読んだ『日本の歴史』
 そこに「白鳳時代」とあった。

せっかく覚えたのに、
 中学の教科書では消えた。

理由が説明されない
 変更で、日本の歴史
 に興味が無くなった。

これが、私が古代史に興味を持った理由

白鳳は、古田武彦氏が
 『失われた九州王朝』の中で取り
 上げた九州王朝の年号だった。

政治史上の白鳳時代は消された。

美術史の白鳳時代は今も残るが、

なぜ「白鳳」と言うのか？
 これは日本書紀に無い年号だ。
 これは間違いだ。⇒変えよう。

近い内に美術史の白鳳・
 九州年号も消されるのでは？
 実は現在進行中の話

古墳時代 (300年頃 - 600年頃)		古代
300年頃 -	古墳時代前期	大和朝廷成立
400年頃 -	古墳時代中期	大和朝廷発展期 徳の五王の時代
500年頃 -	古墳時代後期	家系の台頭 仏教文化の流入
飛鳥時代 (592年 - 710年)		古代
600年頃 -	飛鳥時代	中央集権制の萌芽 飛鳥文化 国家仏教の発展
650年頃 -	白鳳時代	律令制準備 公地公民制 国史編纂開始 白鳳文化 万葉歌入
奈良時代 (710年 - 794年)		古代
700年頃 -	奈良時代	律令国家 公地公民制の確立 国史編纂 天平文化 国家仏教

5、消されていく九州年号

『赤淵神社縁起校本押印下』 天長5年（828） 戊申3月15日の書の写本

赤淵神社：
兵庫県和田山の円山川
上流の丘にある神社。
ここに伝わる縁起に
九州年号が見える。



家之大功矣茲常色元年春始
新羅國之軍船多寄表丹後但
馬之沖仍海遠之諸司以此板

常色元年（六四七）の春の始め、
新羅国の軍船が丹後・但馬の沖に
押し寄せた。表米宿禰は勅命に
よってこれを迎え討つことになった。

各有別御諱也扱亦表米宮者
朱鳥元年丙戌三月十五日被
為在遠行便奉奉朝奉郎久世

表米は、**常色元年**九月三日ごとく
敵を平定した後、遭難漂流したのだが、
際どく鮑によって助けられたので、
常色二年六月十五日に、この地に赤淵
大明神として奉まつた。表米宿禰は
朱雀元年甲申（六八四）の三月十五日
に亡くなった。

ところが、朱雀を消して朱鳥とし、
甲申を消して丙戌と書き直している。

『赤淵神社縁起校本押印下』一天長5年（828）に校合した人の管見

縁起校合畢後聊亦記管見
如左
一常色之年号今國史無之今
國史者凡養老之比遠撰而就
古書取捨而候成者不得不為
正雖然常色之年号亦後人以
無于古者偽用于後世令人怪
而更有何益私考若大化以後
雖有此年号後國史遂撰之時
有由而撰除者予尚未知何等
故焉

縁起の校合※を終えて、
いささか感じたところを書き残す。
※校合（きようごう）とは、写本の本文の異同、
既出の刊本の本文の異同を比較し記述する作業

常色の年号は今の国史には無い。
今の国史は養老の頃に編纂されたが、
その際には古書取捨したのである。
常色の年号を後世に偽作したと
すれば何の益が有るのだろうか。
考えるに大化以後にこの年号が
あったであろうが、国史編纂の時に
撰より除いたのでなからうか、
その理由は判らない。

赤淵神社縁起の九州年号は
あやうく消えるところだったが、
校合者の見識によって残された。

6、『続日本紀』にある九州年号「白鳳」「朱雀」が一元史観を駆逐する

ところが、所功氏ら通説学者は、鎌倉時代の僧侶か仏教関係者が作った私年号とする。

九州年号が記されている史料は、**全て後の時代の新しい史料に限られている**。そのようなものは、**学問論議の題材とするには相応しくないのですよ**。



ところが、九州年号があった**決定的な証拠**がある。

- ①奈良時代の（正史）『続日本紀』の中に、九州年号「白鳳」「朱雀」が現れる。
- ②『類聚三代格』天平9年（737）太政官奏（公文書）に「白鳳」が現れる。

『続日本紀』神亀元年（724）の詔報「**白鳳以来朱雀以前** 年代玄遠尋問難明」

白鳳以来朱雀以前は、年代がはるかに遠く確かめることが難しい

『類聚三代格』天平9年（737）3月10日太政官奏「**従白鳳年迄于淡海天朝** 内大臣割取家財為講説資」
白鳳年より淡海天朝にいく迄、内大臣が家財を出して講説を助けた

ところが、**通説には拠り所があった。**

坂本太郎氏の論証：「白鳳は白雉の美称」「朱雀は朱鳥の美称」

（九州年号を否定する）通説学者の拠り所

坂本太郎氏の論証：「白鳳は白雉の美称」「朱雀は朱鳥の美称」

1、『藤氏家伝』大織冠伝に「白鳳五年秋八月、詔曰～大錦冠内臣中臣連に増封八千戸」

『日本書紀』孝徳紀には「白雉五年（654）春正月～以紫冠授中臣鎌足連、増封若干戸」

⇒だから、8世紀中頃『藤氏家伝』成立の頃、孝徳期の「白雉」は「白鳳」とも呼ばれたのではないが。
760年前後 藤原仲麻呂？

2、『類聚三代格』天平九年（737）太政官奏に「従白鳳年、迄于淡海天朝」とある。

⇒（この白鳳は白雉と同じかどうか不明だが）『続日本紀』と併せて8世紀前半には白鳳が現れる。

3、養老7年（723）に左京の人が白亀を献じて「神亀」と改元されたが、

『新唐書』日本伝には「聖武立 元曰白亀」とあり、これを「神亀」は初め「白亀」と呼んだ形跡とする。

「白亀」は六典祥瑞（同じものが延喜式に見える）に見えないが「神亀」は大瑞である。

当時の年号、「景雲」「神亀」いずれも大瑞に基づいている。

⇒だから、「白亀」→「神亀」、「白雉」→「白鳳」と、同時期に大瑞への呼び換えがあったと推測する。

大発見！

故に、「白鳳は白雉の美称である」「朱雀は朱鳥の美称である」

『日本書紀』にみえる天皇が即位しても、改元されていない九州年号

学校で教わった 天皇と年号と 主なできごと			九州年号
用明	585年即位～587年	587年蘇我物部戦争	勝照585～588
崇峻	587年即位～592年		端政589～593
推古	592年即位～628年	聖徳太子の時代	告貴594～600、願転601～604、光元605～610、 定居611～617、倭京618～622、仁王623～634
舒明	629年即位～641年		僧要635～639
皇極	642年即位～645年		命長640～646
孝徳	大化645年即位～650年 白雉650～654年	646年大化の改新 難波宮	常色647～651 白雉652～660
斉明	655年即位～661年	この後白村江での敗戦	白鳳661～683
天智	668年即位～671年	672年壬申の乱	
天武	673年即位～685年 朱鳥686年		朱雀684～685 朱鳥686～694
持統	690年即位～697年		大化695～700
文武	697年即位～700年 大宝701～704年 慶雲704～707年	701年大宝律令	ここで九州年号は終わる
元明	和銅708年即位～715年	710年平城京遷都	
元正	靈龜715年即位～724年		

27

九世紀初頭、九州年号が存在していたことは衆知だったと令集解が証言する。

阿部周一氏の発見
この答は庚午の年（六七〇年）には年号があつたということを前提としたものと考えられる。それが使用されていないのは「年号」がなかったからではなく、それを使用するという制度がなかったからと受け取れる。

◆『令集解』―「儀制令・公文条」
凡公文応レ記レ年者皆用二年号一
釈云、大宝慶雲之類 謂ニ之年号一。
古記云、用二年号一謂大正記而辛丑不レ注之類也。
穴云、用二年号一謂云ニ延暦一是。
問、近江大津宮庚午年籍者、
未レ知依レ何法一所レ云哉。
答、未レ制ニ此文一以前所レ云耳。
◆儀制令
公文には皆年号を用いること。
令釈④に云う、大宝・景雲の類、年号と言ふ。
古記②に云う、年号を用いるとは所謂辛丑とか
ではなくて大宝と記する類なり。
穴記⑤に云う、年号を用いるとは所謂延暦と記
すること。
問う、（そうであれば）近江大津宮の庚午年籍
は、（なぜ庚午ニ干支を用いるのか）ど
のような法にもとづいているのか。
答へ、まだ年号を用いるべしという、この条文
が制定される以前だったからだ。

- (701年)
- ①大宝令
- (738年頃)
- ②古記：①の注釈書
- (718年)
- ③養老令：757年施行
- (800年前後)
- ④令釈：③の注釈書
- ⑤穴記：③の注釈書
- (833年)
- ⑥令義解：令の解説書
- (868年頃)
- ⑦令集解：令の注釈書

つまり、九世紀初頭の人々の認識は、「670年には年号があつた。」
しかし、法律で規制されていなかったなのでその使用は徹底されていなかった。

28